入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年９月14日

独立行政法人水資源機構契約職
副理事長　日置　秀彦

◎調達機関番号　563　◎所在地番号　11

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　南摩ダム取水放流設備他工事

⑶　工事場所　栃木県鹿沼市上南摩町地内

⑷　工事内容　入札説明書のとおり

⑸　工期　契約締結の翌日から令和10年３月31日まで

（工事）契約締結の翌日から令和７年３月31日

（点検）令和７年４月１日から令和10年３月31日

⑹　工事概算数量

・取水設備製作据付　１式

（選択取水設備、スクリーン、付属設備、操作制御設備）

・制水設備製作据付　１式

（制水ゲート、操作制御設備、付属設備）

・利水・水位低下放流設備製作据付　１式

（利水放流管、付属設備（放流管）、主管主・副ゲート、分岐管主・副ゲート、せせらぎ水路放流主・副バルブ、操作制御設備、付属設備（放流設備））

・送水路抜水設備製作据付　１式

（放流管、主・副ゲート、操作制御設備）

・減勢工ゲート設備製作据付　１式

（主ゲート、操作制御設備、付属設備）

・仮排水路閉塞ゲート製作据付　１式

・試験湛水ゲート製作据付　１式

・放流試験　１式

（取水設備、利水・水位低下放流設備）

・点検　１式

（取水設備、制水設備、利水・水位低下放流設備、送水路抜水設備、減勢工ゲート設備）

⑺　その他

①　本工事は、入札時に企業の高度な技術力として「施工上配慮すべき事項」及び「維持管理に係るコストの低減及び機能向上」の提案を受け付け、価格以外の要素（企業の高度な技術力）と価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式（標準型）」の工事である。

②　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

③　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

④　本工事は、詳細設計付き施工発注方式の試行工事である。

⑤

㈀　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

㈁　本方式の実施方式としては、

㈠　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。㈁において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

㈡　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において㈀の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

㈂　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

㈃　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（水資源機構ホームページの「入札・契約情報／契約に関する内部規程集」に記載）によるものとする。

⑥　本工事は、南摩ダム取水放流設備他の製作及び据付工事（以下「工事」という。）を行い、当該設備について引渡しを行った後、当該設備の点検を実施するまでの工事・点検一体型の試行工事で、工事に係る工事価格と点検に係る点検価格の総価により契約する。

⑦　入札、契約及び技術提案の詳細は、入札説明書による。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）、事業協同組合又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年９月14日付け独立行政法人水資源機構理事長）に示すところにより、独立行政法人水資源機構理事長から「南摩ダム取水放流設備他工事」に係る特定ＪＶとしての競争参加者の資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑴　建設工事有資格業者認定要領第２条の規定に該当しない者であること

⑵　機構における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち機械設備工事の認定を受けており、かつ、物品製造等（役務の提供）の業種区分「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」に登録していること。

ただし、本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。

なお、本公告時に特定ＪＶとしての資格の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。

⑷　経常ＪＶ及び事業協同組合又は特定ＪＶとして確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体又は他の特定ＪＶの構成員として確認申請書等を提出することはできない。

⑸　入札説明書に記載する条件を満たす施工実績を有すること。

⑹　入札説明書に記載する条件を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本工事に専任として配置できること。特定ＪＶによる申請の場合は、構成員ごとに配置予定技術者を専任で配置すること。

なお、点検のみの期間は、配置予定技術者及び現場代理人の配置を要しない。

⑺　確認申請書等の提出期限から開札の時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）」に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、指名停止措置要領別表第１の措置要件に該当することによる指名停止については、本工事への参加を認めることがある。この場合、当該指名停止の期間に応じて技術点を減点する。

⑻　特定ＪＶを結成して確認申請書等を提出した者の構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな特定ＪＶを結成して特定ＪＶの認定及び一般競争参加資格の確認申請を行う場合及び残余の構成員が単独で一般競争参加資格の確認申請を行う場合においては、令和２年11月４日までは特定ＪＶの認定及び一般競争参加資格確認申請を行うことができる。ただし、いずれの場合においても一度提出した技術提案書の内容を変えることはできない。また、５⑹に示す開札日までに特定ＪＶとしての認定及び競争参加資格の確認が終了せず、競争に参加できないことがある。